

「事業契約書(案)」に関する意見

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
6	14	第4章	第4節	第26条	1	建設業務遂行上の分解点電力	事業者が行う電信柱及び電線の敷設・整備に関し既存施設の運営並びに市発注事業(将来発注するものを含む。)に係る工事の円滑な遂行を阻害しないように敷設・整備するものとする。と記載ありますが、事業者が敷設・整備するものは市が将来発注する事業の工事の円滑な遂行を阻害しないことを保証できるものではなく、又将来かかる事態が生じた場合、事業者が既に敷設・整備した電信柱及び電線の移設を意図したものであることを明記いただきたくお願いいたします。	事業契約書(案)のとおりとします。
7	22	第4章	第9節	第43条	2	性能保証	性能保証期間延長に関し、無限に延長される可能性があります。 ”性能保証の期間を延長する” の後に ”但し、性能保証の期間は引渡日から最大()年間を超えないものとする” を追記いただきたくお願いいたします。	事業契約書(案)のとおりとします。
8	24	第5章	第1節	第44条	3	運営・維持管理業務	運転停止に起因する損害、費用、損失の負担に関し。現行事業契約書(案)では、間接的あるいは二次的損害も含む条件と解され、事業契約における一事業者の負担できる範囲をはるかに超える可能性があります。 ”損失その他の責任の一切は、事業者により負担されるものとする。” の後に ”かかる損害、費用、損失は運転停止に起因する直接の損害、費用、損失に限るものとし、間接的あるいは二次的に派生する損害、費用、損失は含まない。” を追記いただきたくお願いいたします。	事業契約書(案)のとおりとします。
9	24	第5章	第1節	第44条	3	運営・維持管理業務	”ただし、本施設の全部又は一部の停止が市の責めに帰すべき場合は、この限りではない。” を ” ----- 市の責めに帰すべき場合及び不可抗力による場合は、このかぎりではない。” に変更いただきたくお願いいたします。	事業契約書(案)のとおりとします。
10	25	第5章	第1節	第45条	1	(5)有効利用	(i)にある ”提案に基づく処分量を上回った場合” を、 ”事業者が提案に基づく有効利用ができなかった場合には有効利用できなかった発酵残渣その他の固形排出物を事業者提案に基づき市が直接契約を締結する近隣の民間施設若しくは市が採用した施設へ事業者によって搬送され焼却等の処理をすることができるが、その場合には” に変更いただきたく、お願いいたします。	事業契約書(案)のとおりとします。

11	28	第5章	第2節	第54条	1	損害の発生	”---当該損害等の一切” の後に ”---、但し間接及び二次的に派生する損害等は除く、” を追記いただきたくお願いいたします。	事業契約書(案)のとおりとします。
12	31	第7章		第62条	3	法令の変更及び不可抗力	本項は、第2項に規定されたステップを免除するものであり、貴市と事業者の相互協力関係を損なうものと考えられます。「貴市または事業者」に訂正いただきたくお願いいたします。	事業契約書(案)のとおりとします。
13	37	第8章		第82条	2	意見書の提出	意見書の提出期限は、通知受領後20営業日以内として頂きたい。	事業契約書(案)のとおりとします。
14	46	別紙4	2	エ		発電に対するインセンティブ	発電に対するインセンティブは、全発電量からバイオガス化施設で消費する電力量を差し引いた余剰電力量に電力単価をかけた金額の全額、という方針の方が、算定がわかりやすく、かつ事業者側へのバイオガス有効利用へのインセンティブがより働くものと考えられます。(これは精製ガス提案の場合も同じ)	事業契約書(案)のとおりとします。
15	51	別紙4	7			サービス購入料の支払方法(変動費サービス購入料)	固定費のサービス購入料Bは請求書受領後30日以内に支払うと なっています支払業務の煩雑となることから変動費のサービス購入料Bの支払いにおいても30日以内での支払とする善処を期待します。	サービス購入料B及びCについて、「金額確定後速やかに請求書を提出し、市は適法な請求書の受領後30日以内に支払う」という内容に修正します。

「基本協定書(案)」に関する意見

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
16	3	6	3			事業契約	第10条2項と同様に、 ”---その部分について” の後に ”本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の3.3パーセントに相当する金額を” を追記が妥当と考えます。	基本協定書(案)のとおりとします。